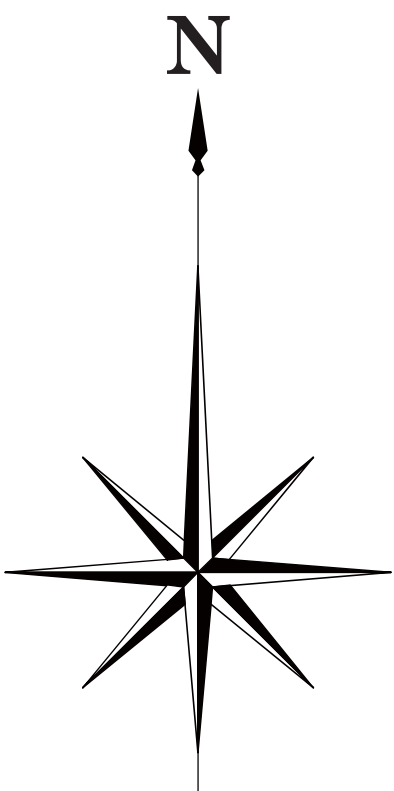


栗崎地区



地区整備計画図

凡 例

	地区計画区域	地区整備計画区域
	地区施設	区画道路
名称	幅員	延長
区画道路 1 号	4.0m	約 102m
区画道路 2 号	5.0m	約 71m
区画道路 3 号	5.0m	約 45m
区画道路 4 号	6.0m	約 376m

地区施設	調整池：約9,450㎡
------	-------------

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限区域

A地区	1. 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物） 2. 床面積の合計が15 ㎡を超える畜舎
B地区	1. 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物）
C地区	

建築物の敷地面積の最低限度：150 ㎡

壁面の位置の制限区域

- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、建築基準法に基づく道路境界（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）又は隣地境界までの距離は1m以上とする。
- 次の各号のいずれかに該当する建築物は、壁面の位置の制限を適用しない。（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界を越えることはできない。）
 - （1）物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの
 - （2）自動車車庫等（ただし外壁のないもの）

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限区域

- 建築物の軒、庇、出窓その他これらに類するものは、区画道路1～4号の区域内にかかる形態としてはならない。
- 建築物については高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物については高さが15mを超えるものの外観の各立面の色彩（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。以下同じ。）は、各立面の面積の3分の2以上の部分については、刺激的な色彩や装飾（光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。）を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とし、残りの部分については、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。
そのほかの建築物及び工作物の外壁等の色彩は、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。
(1) 7.5 Rから7.5 Yまでの場合は、彩度6以下
(2) 7.5 Yから7.5 G Yまで（ただし、7.5 Yを含まない。）の場合は、彩度4以下
(3) 7.5 G Yから7.5 R Pまで（ただし、7.5 G Y及び7.5 R Pを含まない。）の場合は、彩度2以下
(4) 7.5 R Pから7.5 Rまで（ただし、7.5 Rを含まない。）の場合は、彩度4以下
- 屋外広告物を設置する場合は、良好な景観形成に配慮する。

垣又はさくの構造の制限区域

建築基準法に基づく道路（ただし区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）に面して設置する垣又はさく（門柱、門扉その他これらに類するものを除く）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法令等で設置が義務付けられているものは除く。

- 垣又はさくを設置する場合は、風致を損なわないよう生垣又は開放的なフェンス等とし、その高さは前面道路の路面中心から高さ1.5m以下とする。
- 生垣を設置する場合、樹木は後退させ植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。
- 基礎を構築する場合は、基礎の高さが前面道路の路面の中心から高さ90cm 以下とする。

